



Title	企業結合会計基準の転換と無形資産
Author(s)	今田, 正
Citation	経営と経済, 80(3), pp.43-63; 2000
Issue Date	2000-12-25
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/29181">http://hdl.handle.net/10069/29181</a>
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-26T19:25:31Z

# 企業結合会計基準の転換と無形資産

今 田 正

## Abstract

In September 1999, the Financial Accounting Standards Board issued its Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Business Combinations and Intangible Assets* which would radically change the accounting for business combinations, goodwill and intangible assets.

The Proposed Statement would eliminate the use of the pooling-of-interests methods to account for business combinations and require the purchase method to be used to account for all business combinations. In another major change to current practice, the statement would require that goodwill be recognized as asset, and be amortized over its useful economic life; however, the maximum amortization period would be reduced from the current 40 years to 20 years. In addition, one of objectives in the Statement is to have more intangible assets separately recognized than are currently recognized in practice. That is, the Statement requires that all reliably measurable identifiable intangible assets would be recorded separately from goodwill in the financial statement at fair value.

The objective of this study is to analyze the accounting effects of eliminating the pooling-of-interest method and the accounting problems associated with wide-spread recognitions of intangible assets, as required by the Statement in using purchase accounting.

## はじめに

アメリカにおいて企業結合会計とそれに連動して無形資産会計の大きな転換が計られている。1999年9月にFASBは『公開草案』「企業結合と無形資産」<sup>(1)</sup>を表したが、これは従来の会計基準であるAPBオピニオン第16号「企業結合」<sup>(2)</sup>及びオピニオン第17号「無形資産」<sup>(3)</sup>の一括修正を計ったものである。それは企業結合会計基準の1970年以来の大幅見直しであるが、その設定過程と基準内容は大きな変化と特徴を有している。

その一つは、新たな企業結合会計基準の設定プロセスが国際的協同において遂行されていることである。FASBは1996年にこれら2つの基準を再検討する企業結合会計に関するプロジェクトを開始したが、それはまた、1997年9月以来のG4+1（オーストラリア：ASB、カナダ：ASB、ニュージーランド：FRSB、英国：ASB、合衆国：FASB、及びIASC）のアジェンダーでもあった。FASBも1998年には、このG4+1の「企業結合の会計方法を一つに統一するための勧告」<sup>(4)</sup>と題する勧告書の作成に参画し、同年12月には他のG4+1のメンバーと並んで、FASB『コメント招請書』「企業結合の会計方法：統一のためのG4+1の勧告」<sup>(5)</sup>を表したのである。そのポイントは協同作業の結果として、全ての企業結合の会計処理（基準）についてただ一つの方法、パーチェス法を用いることを結論づけたことである。

この方向性は既にオーストラリア及びニュージーランドが採用するところであり、カナダ、英国及び合衆国の各会計基準設定機関と、またIASCに対してはその現行基準を修正し、企業結合の会計処理についてパーチェス法のみを規則上認めるよう勧告したのである。すなわち、アメリカにおける持分プーリング法の廃止が国際的調和化の名において遂行されたのである<sup>(6)</sup>。

一方、このように会計処理法がパーチェス法に限定されるとすれば、その会計処理法に規定されて、当然のこととして「のれん」あるいは無形資産会計の問題が従来に増して重要性をもって登場してくる。これがアメリカにお

いて企業結合の会計処理法と無形資産の会計基準の改定が同時になされる所以でもあるが、ここでは、無形資産一般を包括した基準化が計られている。

以上のように、これらの内容とその方向性はIAS等の国際的基準のそれと同じくするものであるが、以下、アメリカ企業結合会計基準の見直し過程を事例に、改定の論理とその方向性が持つ会計的意味を検討する。

- (1) FASB, *Exposure Draft, Business Combinations and Intangible Assets*, December, 1999.
- (2) APB, *Opinion No.16, Business Combinations*, AICPA, 1970.
- (3) APB, *Opinion No.17, Intangible Assets*, AICPA, 1970.
- (4) *G4+1 Position Paper, Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations*, 1998.
- (5) FASB, *Invitation to Comment, Methods of Accounting for Combinations: Recommendations of the G4+1 for Achieving Convergence*, December, 1998.
- (6) Beresford, D.R., G4+1, *The CPA Journal*, March 2000, p.19. FASB, *Invitation to Comment, op. cit.*, para.192.

## 1. 企業結合会計基準の転換

### (1) アメリカ企業結合会計基準の転換

FASBは『公開草案』「企業結合と無形資産」(以下、単に「草案」という。)において従来基準の大幅な転換を計っている。それは二つの部分から成り、最初の部分はAPBオピニオン第16号「企業結合」の改定であり、第二部は、APBオピニオン第17号「無形資産」の改定を意図したものである。先にこれらの変革を全体として捉えるため、その主な結論的特徴点を要約して示しておこう<sup>(1)</sup>。

その第一は、企業結合取引をすべて取得(acquisitions)取引であるとし、すべての企業結合の会計処理にパーチェス法を要求し、持分プーリング法を

用いることを排したことである。したがって、パーチェス法の適用にあたり、すべての企業結合について取得企業が特定されねばならないことになる。

第二は、取得純資産公正価値の原価超過額（消極のれん、あるいは差額）の会計処理の変更を計っていることである。オピニオン第16号は超過額は取得された非流動資産に按分控除することを要求した。これに対して、当該超過額を先ず観察可能な市場相場のない無形資産に按分し、なお残余がある場合には、取得された非金融償却資産及びその他の取得無形資産に配分することを求めたことである。

第三は、取得原価の取得純資産公正価値超過額（のれん）は資産として認識し、20年を超えない限度において、その経済的有用年数にわたり償却するとする。

第四に、取得された識別可能な無形資産で信頼性をもって測定可能なものはのれんと別個に公正価値をもって計上されねばならないとする。

第五に、オピニオン第17号はすべての無形資産について40年を限度とする償却期間を規定していた。新基準は一定の条件を満たす場合には、無形資産（のれんを除く）は20年を超える期間にわたり償却するか、全く償却を行わないことも認めたのである。

第六に、すべてののれんについてSFAS第121号<sup>(2)</sup>に従って減損評価の適用を求めたこと、等である。以下、これらの諸点について検討しよう。

## (2) パーチェス法への一本化

会計処理基準の転換から検討しよう。まず、企業結合とはなにか、「草案」は企業結合（business combinations）を、「ある企業が、他の企業の純資産の全部又は一部あるいは一つあるいは二つ以上の企業の株主持分の取得により、それら企業ないしは企業群の支配権を獲得する取引をいう」<sup>(3)</sup>と定義する。すなはち、ここでは全ての企業結合が取得と規定され、企業結合とは企業ないし株主持分を構成する純資産の全部ないし一部の取得によってある企

業が他企業の支配権を獲得することを意味する。

このことは企業結合概念は二つ以上の企業が法的に一体となる合併のみならず、持株を通じて親会社・子会社関係として存在し連結企業となる場合も含むものとして定義されることに留意する必要がある。すなはち、企業結合は、(a)一つないし二つ以上の企業が合併するか子会社となるか、(b)ある企業が他の企業にその純資産あるいは株主持分（の全部又は一部）を移転するか、(c)それぞれの企業がその純資産ないし株主持分を新企業に移転する場合の全てが、提供された対価の形態の如何にかかわらず企業結合を表していると考えられる。

さて、この企業結合の会計処理法については、従来、APB オピニオン第16号の下で持分プーリング法とパーチェス法とが認められてきた。

周知のように、持分プーリング法の特徴は、結合当事企業の資産及び負債が帳簿価額により結合企業の財務諸表に継承される。すなはち、企業結合の結果として何らの（追加的）資産、負債も認識されず、したがって、買収価格が取得純資産簿価を越える額（のれん）が認識されることもない（したがって、のれんの償却も生じない<sup>(4)</sup>）。一方、パーチェス法では取得企業は取得資産及び負債をその公正価値で認識するが、それら資産及び負債には被取得企業の貸借対照表上に必ずしも計上されていなかったものも含まれる。すなはち、取得原価が純資産公正価値を超える額はのれんとして認識され、将来にわたり償却される<sup>(5)</sup>。新基準はこれらのうち、すべて企業結合に関してはパーチェス法をもって処理するようオピニオン第16号の修正を計り、持分プーリング法は用いないこととしたのである<sup>(6)</sup>。

そこで、パーチェス法の適用においては、まず取得企業を特定しなければならないが、取得企業とは企業結合に含まれる企業ないし企業群の支配権を得た企業をいう。

次いで、取得企業は取得原価を取得した資産及び継承した負債に配分するが、その基本はオピニオン第16号が規定するところと変りはない<sup>(7)</sup>。すな

はち、この買収価格の配分に先立ち、取得企業は、無形資産を含む全ての取得資産と継承負債を識別しなければならない。次いで、全ての識別可能な資産、負債についてその取得時の公正価値に基づいて総取得原価が按分され<sup>(8)</sup>、取得原価が識別可能な資産及び負債に割り当てられた（資産から負債を控除した）総計額を超える額はのれん資産として認識される。この際、信頼性をもって測定できない取得無形資産はのれん計上額に含めなければならない<sup>(9)</sup>。

また取得純資産公正価値の総計が取得原価を超える、いわゆる「消極のれん」が生じる場合はどうか。超過額は、まず観察可能な市場価格を有しないタイプの取得無形資産額を限度に配分されるが、もし当該超過額が取得無形資産の公正価値を下回る場合は、配分されるべき公正価値を按分して減額する。もし当該超過額が取得無形資産の公正価値を上回る場合は、その超過額は取得償却資産や観察可能な市場価格を有する全ての無形資産に配分して減額する。そして、それら資産をゼロまで減額してもなお超過額の残余がある場合は特別利益として認識するとする<sup>(10)</sup>。

例えば、A社がB社を現金及び株式をもって70（百万）ドルで取得したとし、B社の取得純資産の公正価値が次のごとくであったとしよう<sup>(11)</sup>。

---

取得純資産の公正価値の構成	単位（百万）
観察可能な市場価格を有しない無形資産	5ドル
非金融償却資産及びその他の識別可能無形資産	15
負債控除後のその他の資産	<u>80</u>
	100ドル

---

新基準によれば、原価を越える取得純資産の公正価値は30（百万）ドル（100ドル－70ドル）であるから、この超過額は、まず観察可能な市場価格を有しない無形資産額に配分しゼロとなるまで控除する。次いで、残余の超過額25（百万）ドル（30ドル－5ドル）は非金融償却資産及びその他の無形資産額に配分しゼロとなるよう控除する。そして、残余超過額10（百万）ドル（25ドル－15ドル）は取得時の特別利益として計上されることになる。

- (1) FASB, *Exposure Draft, op. cit.*, pp,6-8. Munter, P., FASB Offers Proposals on Business Combinations, *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, January/February 2000, pp.78-81.
- (2) FASB, *SFAS No.121*, Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of, March, 1995.
- (3) FASB, *Exposure Draft, op. cit.*, paras.10, 93.
- (4) *Ibid.*, para.1. Hurtt, D.N., J.G. Kreuzer, and S.A. Langsam, Can This Merger Be Saved?, *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, January/February 2000, pp.19-20.
- (5) FASB, *op. cit.*, para.2.
- (6) *Ibid.*, para.13.
- (7) *Ibid.*, para.18.
- (8) *Ibid.*, para.19.
- (9) *Ibid.*, para.21.
- (10) *Ibid.*, paras. 23-24. APB オピニオン第16号は、単に取得非流動資産に按分して配分するとした。
- (11) Schleier, G., and P. Curth, Business Combinations and Intangible Assets: A Look at the Changes, *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, May/June 2000, p.67.

## 2. 無形資産の認識の拡大

### (1) のれんと無形資産の認識区分

前述の如く、取得原価が取得純資産公正価値を越える額のはれん資産として認識される。すなはち、のれんは FASB 概念ステイメント第 5 号及び同 6 号にいう資産の定義及び認識基準を満たすとし、その資産性を認めたのである。また取得無形資産のうち信頼性をもって測定できないものはのれんに含めるとした<sup>(1)</sup>。つまり概念的には、のれんは識別不可能な無形資産と識

別可能であるが信頼性をもって測定できない無形資産から成ることになる。

新基準のいま一つの特徴は、のれんと区別される無形資産の積極的計上を勧めるところである。企業は他企業から、あるいは企業結合により資産の一部として得られた無形資産を認識することになるが、その測定は公正価値に基づくことになる。すなはち、信頼性をもって測定可能なすべての無形資産はその公正価値をもってのれんと別個に計上することを求めたのである<sup>(2)</sup>。これは、企業結合から得られた無形資産は資産の認識基準を満たし、のれんと区別して測定可能であるという仮定に基づいている。すなはち、識別可能な無形資産は公正価値をもって個別に計上され、識別可能であっても信頼性をもって測定できないものはのれんの構成要素とみなすのである<sup>(3)</sup>。

「草案」は取得純資産公正価値を越える原価を一括のれんに計上する従来の基準に換え、広く無形資産の認識計上の参照例を掲げることによって拡大実務を誘導したのである。ただし、それらの事例は全てが必ずしも信頼性をもって測定可能であるというものではなく、その決定は個々の事実や環境による<sup>(4)</sup>としたのである。

## (2) 無形資産の会計－償却と減損

新基準案はのれんの取得後の認識・測定に関し、その20年を越えない期間にわたる償却を規定し、APB オピニオン第17号の40年を越えない期間という従来基準の短縮を計っている。また、のれん以外の無形資産、すなはち測定可能な識別可能無形資産は、その経済的有用年数にわたり償却されねばならない<sup>(5)</sup>とし、その有用年数は20年を越えないものとした<sup>(6)</sup>。一般的に、これら無形資産の経済的有用年数とは、当該資産が生み出すと期待される将来経済便益の期間、すなはち当該資産が識別可能なキャッシュ・フローを生み出す期間であるとされるが、具体的には、法、規則、契約条項や予測といった諸条件を考慮した合理的見積りに基づくとされるのである<sup>(7)</sup>。

次に、のれん及びその他の無形資産のいま一つの会計問題は減損の評価で

ある。のれん及びその他の償却対象となる無形資産はその簿価が回復不可能であることを示す事象及び環境が存在する場合には SFAS 第121号の規定に従って、取得後2年以内に減損の評価がなされねばならないとする<sup>(8)</sup>。同号によれば、計上資産額が回収不能で簿価がその公正価値を上回る場合は減損損失が認識されることになる。また同号は資産簿価が回収不可能となる事象及び環境変化の事例を掲げたが<sup>(9)</sup>、新基準はのれんに関し次の事例を追加している<sup>(10)</sup>。

- a. 報告企業の純資産簿価が市場資本化額を越える場合
- b. 取得企業ないし被取得企業のどちらかの株価が取得時に比べ著しく減少した場合
- c. 取得価格の設定において仮定された重要な事象の発生の可能性が大きく変化した場合
- d. のれんの一つないしそれ以上の要素の状態ないし期待について不利な変化がある場合

(1) FASB, *Exposure Draft, op. cit.*, paras.21, 189, 190. FASB Concepts Statement No.6, *Elements of Financial Statements*, para.25. FASB Concepts Statement No. 5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, para.63.

(2) FASB, *op. cit.*, paras.35, 68. Schleier, G., and P.Curth, *op. cit.*, p.67.

(3) FASB, *op. cit.*, para.68. FASBは内部開発の無形資産については企業結合とは関係のない会計問題を生じせしめることから企業結合プロジェクトに含めないこととしたのである (Schleier, G., and P. Curth, *op. cit.*, p.68.)。

(4) FASB, *op. cit.*, para.69.

(5) *Ibid.*, para.42.

(6) *Ibid.*, para.37.

(7) *Ibid.*, para.44.

(8) *Ibid.*, para.46. Schleier, G., and P.Curth, *op. cit.*, p.69. Munter, P., *op. cit.*, p. 80. Holzmann, O.J., M&A Accounting: FASB Calls for Ban on Pooling, *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, January/February 2000, p.47.

(9) FASB, *SFAS No. 121, op. cit.*, para.5.

(10) FASB, *Exposure Draft, op. cit.*, para.47.

### 3. 企業結合会計基準の特徴と論理

#### (1) 持分プーリング法の排除の論理

FASB による1970年に設定された APB オピニオン第16号及び同第17号の再検討プロジェクトの開始は1996年であった。このプロジェクトの特徴は国際的協同として進められたことである。当初、カナダの ASB との協同で開始され、さらには G4+1との協同として進められたが、G4+1は1998年に「企業結合の会計方法を一つに統一化するための勧告」なる勧告書を表わし、すべての企業結合の処理にパーチェス法の採用を勧告した<sup>(1)</sup>。これを受け、FASB もまた企業結合会計に関して持分プーリング法あるいはフレッシュ・スタート法 (fresh-start method)<sup>(2)</sup>を排し、パーチェス法の適用を規定したのである。

アメリカの実務において、持分プーリング法はその出現当初(1940年代)を

【第1表】 企業結合の件数と処理法 (1994年-1998年)

年	結合数 (現金及び株式)	プーリング 法の採用数	%	結合金額	プーリング金額	%
1994	1156	219	19%	154ドル	53ドル	34%
1995	1381	327	24%	210	77	36%
1996	1434	338	24%	328	95	29%
1997	1572	396	25%	472	238	51%
1998	1715	498	29%	803	485	60%
計	7258	1778	24%	1,967ドル	948ドル	48%

(出所: Christian, C., and W. Hillison, Pooling; Should We Care if the FASB Kills it?, *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, March/April 2000, p.54.)

除いて、総じて広範に用いられてきた。オピニオン第16号による持分プーリング法の規制にもかかわらず国際的にみてもアメリカ企業は特にプーリング法の採用を選好してきた<sup>(3)</sup>とあってよい。

実務上持分プーリング法の採用が少ないのであればこの方法の排除もさほど問題とならないであろう。しかし〔第1表〕にもみるごとく、近年における企業結合においてもプーリング法の採用は、比率は低くても減少を示すことなく、むしろ規模の大きな企業結合が採用するところであった。例えば1998年における企業結合件数の3分の1、また資本額では60%がプーリング法によっている。

プーリング法採用の理由として一般に上げられるのは、P. ムンター等も掲げる次のごときその特徴である<sup>(4)</sup>。

- (1) 持分プーリング法はパーチェス法では資産、負債が公正価値をもって評価される結果、収益に対する費用計上となるのに比べ、取得後利益が相対的に大きく計上される。
- (2) また持分プーリング法はパーチェス法に比べ、過去に逆上って適用される点において、取得後利益が相対的に大きく計上される。
- (3) 持分プーリング法は取得資産、負債の評価額その他評価情報を得る必要がない点でその適用が容易である、等々である。

このように、持分プーリング法は結合当事企業の帳簿価額を結合することによって行われる結果、結合当事企業の利益がプールされる（すなはち、結合企業の留保利益は個々の企業の留保利益の合計額である）。また資産、負債の再評価はなく、したがって、のれんも生じないことから、一般に結合後の純利益は大きく表示される結果となる<sup>(5)</sup>。一方、パーチェス法を用いることにより認識されたのれんは40年を越えない期間（オピニオン第17号によった場合）にわたり償却される。したがって、パーチェス法はのれん償却費や帳簿価額を時価で評価することによる費用拡大によって会計利益の減少へと導くことになる。実務において、持分プーリング法の採用を動機づけ、またその排除

に対する抵抗を呼び起こすのも、まさにこの会計効果にある<sup>(6)</sup>。

では、このような会計効果を有する持分プーリング法排除の論理はどのようなものか。「草案」は、まずプーリング法の基礎をなす理論は非論理的であるという。企業結合とは所有主間の取引ではなく、同じ持分の継承とはならない。なぜなら、結合後はリスクも便益も異なってくる<sup>(7)</sup>。またプーリング法は交換取引は取引当事者の簿価よりも交換される項目の公正価値で処理されねばならないという一般規則に適っていない<sup>(8)</sup>という。

他方、プーリング法は歴史的原価モデルに合致しており、その排除をいうのであれば、その前に公正価値モデルを採用するかどうかの問題が解決されねばならないといったプーリング法の擁護論もある<sup>(9)</sup>が、これに対しては、むしろ、公正価値モデルこそが企業の資産、負債に影響を及ぼす非取引事象や環境の認識がなされ得るという<sup>(10)</sup>。

FASB はプーリング法による情報は完全性、予測価値、及びフィード・バック価値に関し適合性に欠け、またそれは結合の結果生まれる企業よりも結合前の企業の観点から資産、負債を記録するのであるから信頼性にも欠ける。なによりも、一つの企業結合が異なった方法で処理されるというのは表示上の誠実性及び比較可能性にも逆行すると、ほぼ「G4+1勧告」においても展開された論理をもって、プーリング法を否定したのである<sup>(11)</sup>。

## (2) のれん会計の論理

のれんとは何か、FASB は、T. ジョンソン等の研究を踏まえ<sup>(12)</sup>、のれんの要素として次の6つをあげる<sup>(13)</sup>。

- (1) 取得時における被取得企業の純資産公正価値が帳簿価額を超える額
- (2) 被取得企業によって認識されていないその他の純資産の公正価値
- (3) 被取得企業の事業の“ゴーイング・コンサーン”要素の公正価値
- (4) 取得企業及び被取得企業の事業及び純資産を結合することによるシナジーの公正価値

- (5) 受取り対価の評価の誤りから生じた取得企業の支払対価の過大評価
- (6) 取得企業による過大支払い乃至過少支払い

これらの要素について、FASBは、最初の2つの要素は被取得企業に関するものであって概念的にはのれんを意味しない<sup>(14)</sup>。また第5及び第6の要素は共に取得企業に関係しているが、概念的にのれんを意味しないという<sup>(15)</sup>。結局、第3及び第4の要素が概念的にのれんを意味するという。第3の要素は被取得企業に関係し、被取得企業の超過総合力価値（“excess assembled value”）である。それは結合前からの既存のれんを表している。一方、第4の要素は被取得企業に関連し、これに取得企業も加わることによって、企業結合によって生み出された超過総合力価値であり事業の結合による総合力を表している<sup>(16)</sup>というのである。

T.ジョンソン=K.ペトロンは前者をゴーイング・コンサーン・のれん（going-concern goodwill）後者を結合のれん（combination goodwill）とよび、これら2つを併せて中核的のれん（core goodwill）とよんでいる<sup>(17)</sup>。この中核的のれんこそ資産の定義に合致し、また測定可能性、目的適合性及び信頼性といった規準にも適い、資産としての認識規準を満たすというのである<sup>(18)</sup>。

次に測定問題についてみれば、のれんは個別に買収されるのではなく、企業結合取引の一部として生じるのであるから、それら取引がのれんの初期測定的基础となる。ただし、その場合、企業結合取引の対価に株式が含まれる場合など、取得原価を決めることの難しさがのれん測定に影響を与えるという<sup>(19)</sup>。

結局、FASBはオピニオン第16号の規定と一貫性をもたせ、のれんは、当初、取得純資産の公正価値を越える取得原価の公正価値として測定されねばならないとした。すなわち、(a)買入れ対価を正確に測定し、(b)取得純資産を帳簿価額でなく公正価値で計上すること、そして以前に計上されていない無形資産を計上し、のれんに計上される分と区別するという過程となる<sup>(20)</sup>。

そして、取得後ののれんに関しては、それは一定の有用年数を有し、その期間にわたり償却しなければならないとされる。すなわち、のれんは取得原価の残余として測定されるのであるが、それは資産であって、その償却は資産の費消ないし減価である<sup>(21)</sup>。たしかに、のれん部分は非減耗資産であり無限定の有用年数を有するという説もあるが、のれんを減耗と非減耗とに区分することは不可能であるから、のれんの全てを償却するというのである<sup>(22)</sup>。

次に、償却期間については、のれんは残余として測定され、十分な信頼性をもって測定できない無形資産のような資産も含んでいる。また測定はできるが、個別に認識し難い種々の偶発資産・負債を含んでいる。さらには、中核的のれん自体が異なった要素からなる。このように、のれんはいくつかの要素から成り、それらの要素は異なった有用年数を有しているという<sup>(23)</sup>。結局、FASBは、最大20年とすることが受入可能な妥協点であり、他の法規準とも一貫性を持ちうるとしたのである<sup>(24)</sup>。

以上は、のれん会計の一般論理であるが、のれん会計が問題となるのは、いうまでもなく新基準が全ての企業結合についてパーチェス法を強制することにある。これはのれんの認識計上を意味し、のれんの償却は会計上の利益の縮小化として機能するが、税務上は、税法（内国歳入法197条）が1991年以降ののれん（及びその他の無形資産）について15年にわたる償却を認めたことにより、税控除として作用するという制度装置が働くことになる。ただし、株式の交換による取引の場合は、同じ取引が税務目的上は無税取引と扱われる場合は、のれんの認識も償却控除も受けられないことになり、プーリング法の排除を受け、税務上有利な結合取引の構成の選択の幅も小さくなるという問題も含んでいる<sup>(25)</sup>。

### (3) その他の無形資産の認識と測定

新たな無形資産会計の登場の背景には〔第2表〕にもみるごとく、企業資

産に占める無形資産計上の増大がある。ただ従来アメリカにおいては、それを個別に認識することは持分プーリング法の採用の比重が高いこともあって、また、パーチェス法が用いられる場合においてものれんと区分して計上することは十分にはなされなかったという<sup>(26)</sup>。

〔第2表〕 無形資産の計上実務（会社数）

	1996	1995	1994	1993	1992	1991	1990
企業結合において認識されたのれん	421	402	395	385	383	381	379
特許権、特許利用権	70	72	62	69	62	59	62
商標権、トレード名、著作権	67	57	52	51	50	48	46
ライセンス、フランチャイズ、メンバーシップ	23	24	19	19	17	17	16
技術	21	14	15	15	—	—	—
契約条項（競争者とならない）	20	24	27	26	21	18	20
顧客リスト	15	15	13	9	—	—	—
その他	28	42	40	32	45	42	37

（出所：AICPA, *Accounting Trends and Techniques*, 1997, 1974より作成。）

では、のれんとその他の無形資産とはいかに識別されるのか。FASBは、ただ一つ「識別可能性」が両者を概念上区別する特質であるとする。すなはち、のれん自体は識別可能なキャッシュ・フローを生まない（すなはち、一般には交換できない）のに対して、一定の無形資産は直接に識別可能なキャッシュ・フローを生みだす。この測定可能性こそが資産の識別を可能とするとし、のれんと区別されるその他の無形資産の認識拡大を論理づけたのである<sup>(27)</sup>。

また、その測定に関してみれば、当初認識は取得された無形資産の公正価値で測定される。もし無形資産が他の資産との組合せや企業結合の一部とし

て取得されたとすれば、その総原価が無形資産を含む取得資産にその公正価値を基礎に配分されることになる<sup>(28)</sup>。

また、事後の測定については、償却対象の無形資産については経済的有用年数にわたる償却を規定した。特に償却期間に関しては、それら資産の経済的有用年数及び最大限それらが生み出すキャッシュ・フローを反映すべきであるという。ただし、法的権利に基礎を置く資産のキャッシュ・フローおよび有用年数は法的権利の期限の制約をうけることから、それらは法的権利の限度内で、その有用年数にわたり償却するとする。また、なかには法的権利に基づかず、より長期ないし無期限の有用年数を有するものもあり、「20年を越える有用年数を有する無形資産で、明確に識別可能なキャッシュ・フローを生むと期待されるもの」は20年を越えることも認めたのである<sup>(29)</sup>。すなわち、[第3表]にも見るごとく、旧基準における実務においても償却期間は多様である。新基準も無形資産については、その計上を促進する観点からも一律に最大20年に限定することなく、償却期間の弾力的規定を行った

[第3表] 無形資産償却期間の実務例－1996年

期 間	のれん	特許権	商標権	非競争契約	ライセンス	技 術	リスト
40年	145	1	15	—	4	1	—
“40年を越えない”	98	1	9	3	3	—	—
25-30年	23	1	—	—	2	—	—
20年	16	1	1	—	—	—	—
10-15年	23	2	3	1	1	—	1
法定/予測有用年数	48	39	22	9	6	12	6
その他	111	25	22	10	7	8	8

(出所：AICPA, *Accounting Trends and Techniques*, 1997より作成。)

のである。

最後に、新基準の特徴のいま一つは、のれん及びその他の無形資産について（それが償却対象である限り）減損会計を導入したことである。例えば、のれんは取得時の残余額としてのみ測定されることから過大表示となりがちであり、早期にその再評価を必要とすというのが、その論理であるが、現実には過大評価の測定自体は困難である。そこで、既に無形資産に関する減損評価の適用はIASも導入するところであり<sup>(30)</sup>、特にのれんに関してSFAS第121号の規定をベースに、これに一定の回収可能性テストを追加することによって、取得後2年以内における減損評価を要求したのである。

(1) FASB, *Exposure Draft, op. cit.*, paras.85-90.

(2) この方法では、報告企業は新しい企業として扱われ、その資産、負債の全てが企業再編時におけるその公正価値をもって測定される。この方法が企業結合に適用される場合、企業結合前のどの会社も存続せず、結合によって新たな実体が生まれると仮定することから、結合後企業の資産、負債がその公正価値をもって測定されることになる。

(3) Munter, P., *Changes in Business Combinations Accounting May Be the Horizon, The Journal of Corporate Accounting and Finance*, Autumn 1998, p.153.

Ayer, B.C., C.B. Lefanowicz, and J.R. Robison, *The Financial Statement Effect of Eliminating the Pooling-of-Interests Method of Acquisition Accounting, Accounting Horizons*, March 2000, pp.2-4.

Moehrle, S.R., J.A. Reynold-Moehrle, and J.S. Wallace, *Everyone Out of the Pool, Journal of Accountancy*, May 2000, pp.45-46.

当初、パーチェス法と持分プーリング法とは一つの企業結合会計について代替的方法として設定されたものではなかった。しかし、それらの会計効果は大きく、実務上はあらゆる企業結合について代替的方法と見做されてきた。APB オピニオン第16号は、とりわけ持分プーリング法を規制するものとして、その適用を

認める企業結合に厳密なガイドラインを設定したのである。同号は「当該取引はある会社の普通株式と他の被結合会社のはぼすべての普通株式との交換でなければならない」といった12の条件をすべて満たす場合においてのみ持分プーリング法の適用を認め、それ以外はパーチェス法によるとしたのである（Jarnagin, B.D., *Financial Accounting Standards Explanation and Analysis*, 1991, pp.1106-1110.）。

- (4) Munter, P., Say Goodbye to Pooling-of-Interests Accounting, *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, Summer 1999, p.99.
- (5) FASB, *op.cit.*, p.101.
- (6) Ayer, B.C., et al. *op.cit.*, p.2. Christien, C., and W.Hillison, Pooling: Should We Care if the FASB Kills It? *The Journal of Corporate Accounting & Finance*, March/April, 2000, p.55. *Journal of Accountancy*, July 1997, News Report, p.15.
- (7)(8) FASB, *op.cit.*, para.121.
- (9) *Ibid.* para.123.
- (10) *Ibid.*, paras.124-125.
- (11) *Ibid.*, para.129.
- (12) Johnson, L.T., and K.R.Petrone, Is Goodwill an Asset? *Accounting Horizons*, September 1998, pp.295-296.
- (13) FASB, *op.cit.*, para.171.
- (14) *Ibid.*, para.172.
- (15) *Ibid.*, para.173.
- (16) *Ibid.*, para.174.
- (17) いま、First National Bank が Second National Bank を取得するとしよう。もし Second National Bank の識別可能な純資産の公正価値が10百万ドルで、市場価値が14百万ドルであるとすれば、そのゴーイング・コンサーン・のれんは4百万ドルであると仮定できよう。もし First National Bank が20百万ドルで取得したとすれば、結合のれんは6百万ドルであると仮定できよう（Johnson, L.T., and K.R.Petrone, *op.cit.*, p.296.）。
- (18) FASB, *op.cit.*, paras.189-204.

- (19) *Ibid.*, para.209.
- (20) *Ibid.*, para.215.
- (21) *Ibid.*, para.224.
- (22) *Ibid.*, para.225.
- (23) *Ibid.*, para.229.
- (24) *Ibid.*, para.242. ISA (IAS 22号) は20年である。
- (25) 1993年の Omnibus Budget Reconciliation Act (OBRA '93) において、議会は IRC197条を設けることによって、税目的上ののれんの償却を1997年7月以降の帳簿額まで遡上って適用を認めた (Schislerd, I.D., K.Schneider, and M.G.MaCarthy, *The Best Tax Strategies for M&A, The Journal of Corporate Accounting & Finance*, January/February 2000, pp.26-29.)。
- (26) FASB, *op. cit.*, paras, 255-258. かつて、有税の企業結合において、のれん償却費は損金控除が認められなかったが、こんにち、のれん償却費はその他の無形資産と同様に損金控除され、その償却期間は共に15年である。
- (27) *Ibid.*, para.260.
- (28) *Ibid.*, para.170.
- (29) *Ibid.*, para.287.
- (30) IASC, *IAS No.36, Impairment of Assets*, 1998, para.79. *Exposure Draft (E 60)*, *Intangible Assets*, 1997, paras.83-86.

## おわりに

企業結合会計における持分プーリング法の排除の会計的意味はいうまでもなく、もはやパーチェス法との代替的選択が許されないということである。何故に企業結合会計に関してパーチェス法又た持分プーリング法という代替的方法が、企業結合会計基準の変転にもかかわらず維持されてきたのか。それは両方法がもつ会計効果の差異に対する実務の要請があつてのことであつて、結合取引の形態の差異を表すからではない。その会計効果とは一つの企

業結合取引について会計方法の如何によって会計上の利益が異なってくる点にある。パーチェス法の特徴は、貸借対照表上、借方における取得価格を限度とする取得資産（及び負債）の公正価値計上（時価計上）と、この資産の拡大計上に対応する貸方における資本剰余金及び資本金（すなはち、払込資本）の拡大表示にある。このことは結合以降の期間における損益計算書上、償却費用の増大と利益の縮小表示を招来する。

一方、持分プーリングの特徴は、借方における資産の簿価計上と、これに対応する貸方における所有主持分のなかでの資本金の拡大表示にある。すなはち、持分プーリング法では資産の計上額は結合前と変わらず（取得プレミアムは認識されない）、償却費用が増大することはない。一方、持分プーリング法は結合当事企業の利益剰余金が継承されることを特徴とするが、株式会社による取得の場合においては、株式発行額の如何によって、資本金の拡大の一方で利益剰余金の縮小表示も可能となるという計算構造を有している<sup>(1)</sup>。

実務もまた、持分プーリング法を用いて取得企業の利益剰余金を継承することによる拡大利益の誇示を計る一方、パーチェス法を用いての資産の拡大償却による利益の縮小表示と税務上の費用控除という、これら代替的会計方法のもつ会計効果を用いた財務諸表操作を享受してきた<sup>(2)</sup>。実際、アメリカの会計実務において会計基準による規制にかかわらず、少なからず持分プーリング法が選択されてきた。持分プーリング法の排除に対する実務界からの抵抗もまさにその会計効果にある。

しかし、企業結合会計の方向性は、国際的にはG4+1を中心に、ただ一つの方法、パーチェス法による基準化の方向にある。アメリカにおいても持分プーリング法は理論上は多くの批判を受け、基準設定上も長年の検討課題であった<sup>(3)</sup>。FASBは国際的調和化の論理のもとで持分プーリング法の排除と、一方で無形資産計上の拡充を計ったのである。すなはち、パーチェス法の下では取得純資産は公正価値によるが、企業結合を契機とする取得原価が取得純資産公正価値を越える額を全てのれんに一括計上する従来の基準に換

えて（結合前の財務諸表上には存在しなかった）識別可能な無形資産の認識拡大を計り、のれんを取得原価の残余と位置づけたのである。そして、のれん及びその他の無形資産を共に20年を限度とする償却と、さらに両者を共に減損の認識対象とすることによって無形資産の積極計上を基礎づけたのである。

- (1) 拙著『企業連結会計』森山書店刊，1989年，第5章を参照されたい。FASB, *Invitation To Comment, op.cit.*, paras. 34-36.
- (2) Ayers, B.C., C.E.Lefanowicz, and J.R. Robinson, *op.cit.*, p.2.
- (3) Johnson, L.T., and B.D.Yokley, *Issues Associated with the FASB Projects on Business Combinations*, 1997, Norwalk, CT: FASB, を参照されたい。